

士事協発第97号
平成29年2月1日

会員各位

一般社団法人静岡県建築士事務所協会
会長 遠藤正幸

会費の見直しについて

日頃、当会の運営等に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

当協会は、社団法人静岡県建築士事務所協会として発足してから48年間、常に建築士事務所の発展、社会的地位の向上を目的に、建築設計・工事監理業務の社会的意義の啓発・普及、建築士事務所の技術力の向上、県・市町等行政機関との連携、法令等の制度の改正・整備に向けた意見具申等、様々な活動に取り組んできています。

今後も更にこのような活動を継続・発展するためには、長年、建築士事務所を運営しているベテランの開設者方々の見識が必要であることは言うまでもないことではありますが、次世代を担う若手の建築士・開設者の育成と活躍が不可欠であります。

平成24年度に、協会の財政安定化のため会費の値上げを図ったところではありますが、以来これまで、高齢化や廃業に起因して退会する方々が多く、一方で新規入会する方が低迷し、正会員数が564者（平成24年4月1日現在）から437者（平成28年12月末現在）と大幅に減少してきております。

今回の会費改定は、①若手の事務所の入会促進 ②所属建築士数による応分負担 ③協会活動の基盤となる財政の一層の安定化 を目的とし、別記のとおり平成29年度（平成29年4月から）の適用を予定しております。

役員一同、今回の改定に合わせ、新規入会促進や会員にとってより一層魅力ある会となるための諸施策を講じていく所存でありますので、特に、会費がアップとなる所員の多い正会員事務所様、協力会員の皆様におかれましては上記事情を御賢察いただき、御理解賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

別記

平成 29 年度 会費について（会費改定概要）

一般社団法人 静岡県建築士事務所協会

1 年会費

現行（平成 28 年度）		改定後（平成 29 年度から）	
正会員	81,000 円	正会員 （所属建築士の人数※区分に応じた会費）	1 人 50,000 円 2 人 60,000 円 3～5 人 80,000 円 6～9 人 100,000 円 10 人以上 120,000 円
シニア正会員	45,000 円	シニア正会員	廃止（上記正会員の適用）
準会員	30,000 円	準会員	30,000 円 （新規募集なし（準会員入会 2 年経過後、正会員へ移行））
協力会員	30,000 円	協力会員	50,000 円

※「所属建築士の人数」：原則として、前年度 12 月末現在の事務所登録上の人数（管理建築士を含む）を基準とします。（例：平成 28 年 12 月末現在の所属建築士数→平成 29 年度（H29 年 4 月から）の会費適用）
新規入会員にあっては、入会申込時における登録人数とします。

※年度の途中で所属建築士数に増減が生じても、年会費の適用については変更しません。

2 入会金

会員区分	現行（平成 28 年度）	改定後（平成 29 年度）
正会員	20,000 円	0 円
準会員	0 円	新規募集無
協力会員	10,000 円	0 円

3 改定会費適用時期

平成 29 年 4 月 1 日から